

令和元年7月

大東市議会

特別議会議案

提出

令和元年7月17日

印刷物番号

3 1 - 2 9

## 議案第46号

大東市立中学校で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

大東市立中学校で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月17日提出

大東市長 東 坂 浩 一

### 1 和解の相手方



### 2 事故の概要

平成30年7月9日午前9時45分頃、和解の相手方の子が、大東市立[REDACTED]中学校の4階の渡り廊下の吹き抜け部分から転落し、死亡したもの。

### 3 和解の内容

- (1) 大東市は、和解の相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、既払金（日本スポーツ振興センター災害共済給付金28,043,439円）を除くほか、金17,614,463円の支払義務があることを認める。
- (2) 大東市は、和解の相手方に対し、前項の金員を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社より和解の相手方の指定する口座へ振り込む方法により支払う。
- (3) 大東市及び和解の相手方は、本件事故に関し、大東市及び和解の相手方の間に示談書に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

支払義務額 17,614,463円

控除する額 28,043,439円 (日本スポーツ振興センター災害共済給付金)

---

合計額 45,657,902円

提 案 理 由

和解を成立させ、損害賠償の額を決定しようとするため。